

- (カ) 映画館、劇場および遊技娛樂場
- (キ) 工場、作業場（常時 5 人以上が作業に従事するもの）、倉庫および車庫
- イ 前記アに規定する併用住宅に該当しないときで、かつ、共済契約関係者がその併用住宅に居住しているときには、共済契約関係者がもっぱら居住している部分
- (2) 前記(1)の③の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、次の①から③までのいずれかに該当する建物は、共済の目的とすることができます。
 - ① 次のアからオまでに規定する条件のすべてを満たす建築中の建物
 - ア 建築工事の注文者が建物の完成後所有者となること。
 - イ 注文者が建物の共済契約者となること。
 - ウ 建築請負業者が、当該建築中の建物に係る保険等に参加していないこと。
 - エ 建前完了時以後であること。
 - オ 建物完成後 30 日以内に入居が予定されていること。
 - ② 申し込みの日において共済契約の発効日から起算して 30 日以内に人が入居することが明確になっている空家または無人の建物
 - ③ 「Ⅱ - 14. 共済契約者の通知義務」の(3)により継続した契約を更新する場合の共済の目的である建物
- (3) 次の①から④までに規定するものは、営業目的に使用しているものを除き、共済の目的に含まれます。ただし、③および④については、「Ⅱ - 17. 共済金の支払い」の【火災共済】の「(1) 火災等共済金」の共済金が支払われる場合に限りします。
 - ① 畳、建具その他従物
 - ② 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他付属設備
 - ③ 門、塀、垣根その他付属工作物
 - ④ 建物に付属する物置、納屋、車庫その他付属建物
- (注) 未登記建物は原則として加入できません。

Ⅱ - 4 共済の目的 家財

- (1) 共済の目的とすることのできる家財は、共済契約の発効日または更新日において、次の①および②のすべてを満たす家財とします。
 - ① 共済契約関係者が居住する日本国内の建物内に収容されている家財。ただし、併用住宅または生計を一にしない方と共同で居住する建物の場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容されている家財に限りします。
 - ② 共済契約関係者が所有する家財
- (2) 前記(1)の①の規定にかかわらず、「Ⅱ - 3. 共済の目的 建物」の(2)の③に規定する建物内に収容されている家財は、共済の目的とすることができます。
- (3) 前記(1)および(2)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに規定するものは、共済の目的に含まれません。
 - ① 通貨、預貯金証書（預金証書または貯金証書をい）、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。）、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
 - ③ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ④ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
 - ⑤ 自動車（総排気量 125cc を超える自動車とします。）
 - ⑥ 家畜、家さんその他これらに類するもの